

平成 2 2 年第 1 回
三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

(会議録第 1 号)

平成 2 2 年 2 月 2 2 日

三重県後期高齢者医療広域連合議会

平成22年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

2月22日

招集年月日	1
招集場所	1
開会及び閉会の日時	1
出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した議会事務担当職員の職氏名	2
説明のため議場に出席した者の職氏名	2
議事日程	2
会議に付した事件	3
議事の経過	
議席の指定	5
会議録署名議員の指名	5
諸般の報告	5
会期の決定	6
副議長の選挙について	6
副広域連合長の選任同意について	7
三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する 条例の一部の改正について	1 2
三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時 特例基金条例の一部の改正について	1 4
平成21年度三重県後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算(第2号)	1 6
平成21年度三重県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)	1 8
平成22年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	2 3
平成22年度三重県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計予算	2 6
議長の辞職について	3 1
議長の選挙	3 2
監査委員の選任同意について	3 5

平成22年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録（第1号）

1 招集年月日

平成22年 2月22日 月曜日

1 招集場所

津市栄町二丁目361番地 三重地方自治労働文化センター4階 大会議室

1 開会及び閉会の日時

開会 平成22年 2月22日 午後3時00分

閉会 平成22年 2月22日 午後4時28分

1 出席議員（27人）

1番	福田圭司	2番	川崎正次
4番	小川政人	5番	鈴木健一
6番	長田朗	7番	中川昇里
8番	水谷晴夫	9番	山本麻里
10番	竹石正徳	11番	松原俊夫
12番	大谷徹	13番	藤島幸子
14番	岩田昭人	15番	小阪勝宏
21番	坂井悟	22番	加藤隆
23番	山口一成	24番	石原正敬
25番	田代兼二郎	26番	川村康治
28番	中井幸充	29番	大西慶治
31番	中村順一	32番	谷口友見
34番	尾上壽一	35番	古川弘典
36番	西田健		

1 欠席議員（8人）

3番	黒田憲吾	16番	中村欣一郎
17番	前田桂之助	18番	日沖靖
19番	大口秀和	20番	内保博仁
30番	辻村修一	33番	小山巧

1 職務のため議場に出席した議会事務担当職員の職氏名

書記長	猪飼康弘	書記	落合啓介
書記	金児徹	書記	早川孝志

1 説明のため議場に出席した者の職氏名

広域連合長	松田直久	副広域連合長	佐藤均
副広域連合長	尾上武義	事務局長	竹仲透
会計管理者	大西一治	監査委員	前田美和
参事兼事業課長	人見満雄	事業課主幹	森一代
事業課主幹	川村浩稔		

1 議事日程（第1号）

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 諸般の報告
- 第4 会期の決定
- 第5 副議長の選挙について
- 第6 議案第1号 副広域連合長の選任同意について
- 第7 議案第2号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について
- 第8 議案第3号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部の改正について
- 第9 議案第4号 平成21年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）

- 第 1 0 議案第 5 号 平成 2 1 年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 4 号)
 - 第 1 1 議案第 6 号 平成 2 2 年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
 - 第 1 2 議案第 7 号 平成 2 2 年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
-

1 会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定
 - 日程第 2 会議録署名議員の指名
 - 日程第 3 諸般の報告
 - 日程第 4 会期の決定
 - 日程第 5 副議長の選挙について
 - 日程第 6 議案第 1 号 副広域連合長の選任同意について
 - 日程第 7 議案第 2 号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について
 - 日程第 8 議案第 3 号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部の改正について
 - 日程第 9 議案第 4 号 平成 2 1 年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第 2 号)
 - 日程第 1 0 議案第 5 号 平成 2 1 年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 4 号)
 - 日程第 1 1 議案第 6 号 平成 2 2 年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
 - 日程第 1 2 議案第 7 号 平成 2 2 年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
 - 追加日程第 1 3 議長の仕事について
 - 追加日程第 1 4 議長の選挙
 - 追加日程第 1 5 議案第 8 号 監査委員の選任同意について
-

1 議事の経過

午後 3 時 0 0 分 開会

○議会書記長（猪飼康弘君）

議会書記長の猪飼と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

開会に先立ちまして、この際みなさま方にご紹介させていただきたいと思ひます。

11月に開催いたしました平成21年第2回定例会以降、新しく当広域連合議会議員に就任されましたみなさまをご紹介させていただきたいと思ひます。

まず、津市の川崎正次議員でございます。（拍手）

続きまして、伊勢市の鈴木健一議員でございます。（拍手）

同じく伊勢市の長田朗議員でございます。（拍手）

続きまして、桑名市の竹石正徳議員でございます。（拍手）

続きまして、大台町の大西慶治議員でございます。（拍手）

続きまして、紀宝町の西田健議員でございます。（拍手）

以上でご紹介を終わらせていただきます。

それでは、平成22年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会の議事につきましては、大谷徹議長どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（大谷徹君）

みなさんこんにちは。議長の大谷でございます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員は26名で定足数に達しておりますので、平成22年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

なお、議案説明のために広域連合長以下関係者の出席を求めておりますことをご報告いたします。

会議に先立ちまして、広域連合長から招集のごあいさつをいただきます。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○議長（大谷徹君）

松田広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

本日は、何かとご多用の中、本広域連合議会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

議員の皆様方には、平素から広域連合の運営につきまして、格別のご指導、ご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

本日の定例会におきましてご審議いただきます案件は、条例の一部改正が2件、補正予算が2件、当初予算が2件でございます。

また、副広域連合長の選任につきましても、本議会の同意を得るため、議案といたしまして提出をさせていただきました。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

さて昨年、民主党を中心とした政権が誕生し、3年後には現行の後期高齢者医療制度を廃止し、平成25年度から新たな制度へ移行するとされており、廃止後の新たな制度のあり方については、「高齢者医療制度改革会議」において、検討がすすめられております。

このような状況の中、本広域連合といたしましては、今後とも住民のみなさんの理解を得ながら、関係29市町と連携を密にし、制度の円滑な運営に努めてまいりたいと存じあげますので、議員の皆様方のご理解ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、甚だ簡単でございますけれども、開会に当たりましてごあいさつといたします。

午後3時05分 開議

○議長（大谷徹君）

ありがとうございました。

これから、本日の会議を開きます。議事日程[第1号]により議事を進めます。

日程第1「議席の指定」を行います。新たに選出をされました議員の議席は、ただいまご着席をいただいております席を指定といたします。

○議長（大谷徹君）

日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第107条の規定により、議席番号29番大西慶治議員及び議席番号36番西田健議員を指名いたします。

○議長（大谷徹君）

日程第3「諸般の報告」を行います。

監査委員から報告のありました「現金出納検査の結果」については、お手元に配付のとおりであります。

○議長（大谷徹君）

日程第4「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日一日としたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷徹君）

異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定いたしました。

○議長（大谷徹君）

日程第5「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によって行いたいと思っております。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷徹君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

○議長（大谷徹君）

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたします。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷徹君）

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。本広域連合議会の副議長に、山口一成議員を指名いたします。

○議長（大谷徹君）

お諮りいたします。ただいま指名いたしました山口一成議員を副議長の当選人として定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷徹君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました山口一成議員が副議長に当選をされました。

○議長（大谷徹君）

ただいま、副議長に当選されました山口一成議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

山口一成副議長、就任について、ごあいさつをお願いいたします。

○副議長（山口一成君）

今、議長さんからご指名をいただきました東員町の山口でございます。多難な時期でございます。特に後期高齢者のことにつきましては、先ほどお話がありましたとおり今の制度が変わりましてあと何年後になるか分かりませんが、廃止というようなことになっておりますけれども、その間全ての人に不安を与えないようなことをやはり私たちはやっていかななくてはならない責務があると私は深く考えております。

議長さんを助け立派に職務が遂行できますことをみなさま方のご協力をお願いいたしまして、副議長就任のあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（大谷徹君）

ありがとうございました。

次に、日程第6「議案第1号 副広域連合長の選任同意について」を議題といたします。

○議長（大谷徹君）

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○議長（大谷徹君）

松田広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

議案第1号 副広域連合長の選任同意につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項におきまして、副広域連合長は、関係市町の長のうちから、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、これを選任することとされています。この規定に基づきまして、副広域連合長として、木田久主一鳥羽市長、尾上武義大台町長の2名を選任いたしたく本議会の同意をお願いするものであります。よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長（大谷徹君）

説明が終わりました。本案について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷徹君）

質疑なしと認めます。これもちまして質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷徹君）

討論なしと認めます。これもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。「議案第1号」について、同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷徹君）

異議なしと認めます。よって、「議案第1号」は、同意することに決定いたしました。

○議長（大谷徹君）

先ほど選任されました副広域連合長より、就任のごあいさつをお願いいたします。

〔尾上 武義副広域連合長・入場〕

○副広域連合長（尾上武義君）

大台町長の尾上でございます。ただいまは当広域連合の副広域連合長ということで、その選任につきましてご同意を賜りまして誠にありがとうございました。今後とも引き続き当連合の運営に関しましては、大変微力でございますが誠心誠意努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞご支援を賜りますようお願いを申し上げまして就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（大谷徹君）

ありがとうございました。尾上武義副広域連合長におかれましては、引き続き会議への出席をお願いいたします。

なお、木田久一副広域連合長におかれましては、本日欠席のご連絡を頂いておりますが、この件につきましては後日通知をいたします。

〔尾上 武義副広域連合長・着席〕

○議長（大谷徹君）

松田広域連合長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○広域連合長（松田直久君）
議長。

○議長（大谷徹君）
松田広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

平成22年第1回三重県後期高齢者医療広域連合定例会の開会に当たりまして、私の所信の一端を申し述べ、みなさまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成20年4月、新たな医療保険制度として創設されました後期高齢者医療制度は、三重県をはじめ、県内29の市町長及び議員のみなさまのご理解とご協力をいただき、円滑な運営に努めてまいりました。

この制度は、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中、国民皆保険制度を将来にわたり持続可能なものとするため、現役世代と高齢者が共に支え合う制度として創設されたものであります。

制度施行当初は、制度の周知不足から名称や保険料、年金天引き等に批判が集中し、高齢者の方々をはじめ、多くの住民のみなさんに不安と混乱が生じたものの、保険料の軽減対策や納付方法の選択制など、きめ細やかな対応や制度の改善により、制度の定着化と安定的な運営が図られてまいりました。

このような状況の中、昨年、民主党を中心とした政権が誕生し、3年後には現行の後期高齢者医療制度を廃止し、平成25年度からは新たな制度へ移行するとされております。

平成21年10月26日の鳩山首相の所信表明演説におきまして、「後期高齢者を年齢で差別する後期高齢者医療制度については、廃止し、新たな制度の検討を進めていく」との考えが表明されました。

また、後期高齢者医療制度の廃止後の新たな制度の具体的なあり方につきましては、平成21年11月、厚生労働大臣の主宰による「高齢者医療制度改革会議」が設置され、毎月検討会議が開催されております。平成22年夏には、「中間とりまとめ」が行われるとともに、新たな制度についての「意識調査」や「地方公聴会の開催」が計画されております。

平成22年12月までには、「最終とりまとめ」が行われ、平成23年春の法案成立をめざしてしております。法案成立後は、政省令の制定や制度実施体制の見直し・準備・広報などの施行準備に2年間をかけ、平成25年4月から「新しい高齢者医療制度の施行」をめざしてしております。

本広域連合は、市町との連絡調整を綿密に図りつつ、高齢者の置かれている状

況に十分配慮しながら、広域計画に基づき、きめ細やかな対応を行ってまいります。また、被保険者である75歳以上の高齢者等が、世代の不利益なく継続して必要な医療や保健に関するサービスを受けることが出来るよう、所要の施策を実施していきます。

平成22年度の被保険者の見込み数は、約22万4千人で、三重県の人口の約12.0パーセントを占めております。市町からの情報に基づく被保険者台帳により、三重県における75歳年齢到達者など新規に後期高齢者医療制度の被保険者となられる方は、毎月約500人増加をしています。7月には、被保険者証の一斉更新を行い、被保険者の資格の適正な管理を行います。

被保険者の保険料については、2か年を財政期間としているため、2年ごとに見直しを行うこととなります。

平成22年度及び平成23年度の保険料率を定めるにあたっては、一人当たりの医療費は平成15年度から平成19年度までの5年間の実績から3パーセント伸びるものとし、また被保険者数の伸びも加味し、保険料必要額を求めています。

なお、今回の改定にあたりましては、保険料率の上昇を抑えるため、平成20年度・21年度における保険料剰余金見込額約15億円及び県財政安定化基金からの交付金16億円を活用いたしております。

このことにより、三重県の平成22年度・23年度の保険料率は、所得割率6.83パーセント、被保険者均等割額3万6千800円で、低所得者及び被用者保険被扶養者軽減後の一人当たりの平均保険料は、5万102円で、平成21年度と比較すると約1.6パーセントの増となります。

平成20年度保険料の収納率は、98.9パーセントであり、保険料に少しでも滞納がある被保険者は、約3,700人、全体の約1.7パーセントでありました。

また、平成22年2月1日現在、短期被保険者証の交付者数は、445人であり、今後も市町において引き続き保険料の確実な納付のための手段として、納付相談、納付指導を行ってまいります。

なお、納付できない方については、特別の事情が認められるかどうかなど現在の収入や生活状況等を調査し、きめ細やかな相談体制を図っていきます。また、このような対応にもかかわらず、悪質な滞納者については、資格証明書の交付も検討していくこととしております。

収納対策は、制度運営の基本となる取り組みであり、今後とも市町・広域連合が一体となって取り組んでまいります。

被保険者の方が、病気やけがで医療機関等にかかれたとき、自己負担分を除き医療給付を行います。その費用として、平成22年度は、約1千637億円

で、前年度と比べ約67億円の増加が見込まれます。

三重県の一人あたりの医療費は、平成20年度74万2千円で、全国で42位でありました。

後期高齢者等の健康の保持増進を図るため、平成22年度においても健康診査を行います。

平成20年度の受診率は、約25パーセントであったため、平成21年度には、対象者の拡大、検査項目の追加、受診期間の見直しなどを行うことにより、現在約30パーセントの受診率を見込んでおります。平成22年度もさらなる受診率の向上を図ります。

後期高齢者医療制度の事務分担については、被保険者の資格管理や保険料の賦課、医療給付等に関する事務が広域連合へ集約され、各種申請・届出の受付などの窓口事務や保険料の徴収などの事務が市町の事務となることから、広域連合と市町は、相互に補完しあう、車輪の両輪のような関係であり、緊密な連携を図っていくことが、何よりも重要となります。

以上、22年度の施策の概要について説明申し上げます。こうした課題を的確に対応すべく、全力を挙げて取り組んでいく考えであります。議員のみなさまをはじめ、各市町のみなさまのご支援、ご協力が不可欠でございます。

今後とも、精一杯努力してまいりたいと考えておりますので、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（大谷徹君）

ありがとうございました。それでは、ただいまより議事日程により会議を続けます。

○議長（大谷徹君）

日程第7「議案第2号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○議長（大谷徹君）

松田広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

議案第2号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成22年度及び平成23年度の保険料率を定めるため、また被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る保険料の軽減及び、所得の低いかたに対する被保険者均等割額の軽減について、平成22年度以降においても、これらの措置を継続し、適正に実施するために条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明をいたします。

○事務局長（竹仲透君）

議長。

○議長（大谷徹君）

竹仲事務局長。

○事務局長（竹仲透君）

議案第2号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正の主な内容について説明させていただきます。

提出議案概要説明書の巻末「平成22年・23年度の保険料率について」をあわせてご覧いただきたいと思っております。

保険料は被保険者の負担能力に応じた応能分の「所得割」と受益に応じて等しく賦課される応益分の「均等割」で構成され、個人単位で賦課しております。保険料を算出するための保険料率である「所得割率」と「均等割額」はそれぞれの広域連合で定めることとされており、保険料は2か年を財政期間としているため、2年ごとに見直しを行うこととしております。

現行条例は平成20年度及び21年度の保険料率を定めているため、平成22年度及び23年度の保険料率を定める必要があります。

この保険料率の算定にあたりましては、平成22年度・23年度の一人当たりの老人医療費を平成15年度から平成19年度までの5年間の実績から3%伸びるものとして2年間の事業費を3千386億7千2百万円と見込み、負担金等の保険料以外に見込まれる収入を差し引き、保険料必要額を339億5千9百万円といたしました。

今回の改定にあたりましては、保険料率の上昇を抑えるため、平成20年度・21年度における剰余金見込額約15億円及び県財政安定化基金からの交付金16億円を活用することにより、保険料必要額を308億6千万円に引き下げる

ことにいたしました。

そして、必要な保険料の予定収納率を99.5%として、保険料賦課総額を310億1千5百万円といたしました。

このように、算出しました保険料賦課総額に基づき保険料率は、第8条におきまして、平成22年度・平成23年度の所得割率を100分の6.83とし、第9条におきまして、平成22年度及び平成23年度の被保険者均等割額を3万6千800円としようとするものであります。

また、附則第15条として、平成22年度以降における被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例として、被用者保険の被扶養者であった被保険者の軽減として平成22年度以降においても、被保険者均等割額の9割軽減の措置を継続しようとするものであります。

また、附則第16条として、平成22年度以降における所得の低い被保険者に対する保険料の賦課額の特例として、世帯内の「後期高齢者医療制度の被保険者全員」と「世帯主」の総所得の合計額が33万円以下（具体的には年金収入80万円から168万円まで）の被保険者のかたにつきましては、被保険者均等割額を7割軽減といたしておりますが、平成21年度には一律8.5割に軽減することにより負担軽減の拡充を図りました。平成22年度以降についてもこの軽減措置を継続しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（大谷徹君）

説明が終わりました。本案について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷徹君）

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷徹君）

討論なしと認めます。これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。「議案第2号」について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷徹君）

異議なしと認めます。よって、「議案第2号」は、原案のとおり可決されました。

○議長（大谷徹君）

次に、日程第8「議案第3号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部の改正について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○議長（大谷徹君）

松田広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

議案第3号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を財源とし、平成22年度以降についても、被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る保険料の軽減及び、所得の低いかたへの保険料負担の軽減のための措置を継続するための経費を、基金で適正に管理することを目的とし、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明をいたします。

○事務局長（竹仲透君）

議長。

○議長（大谷徹君）

竹仲事務局長。

○事務局長（竹仲透君）

議案第3号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部の改正の主な内容について説明させていただきます。

議案第2号で上程いたしました平成22年度以降における被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る保険料の9割軽減措置及び、被保険者均等割額の9割軽減及び8.5割軽減措置を継続するため保険料が不足いたしますが、この不足分につきましては、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金として国から交付され、三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金に繰入れて管理し、平成22年度以降においても引き続き軽減措置のための必要な財源として充てることができるよう改正するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（大谷徹君）

説明が終わりました。本案について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷徹君）

質疑なしと認めます。これもちまして質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷徹君）

討論なしと認めます。これもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。「議案第3号」について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷徹君）

異議なしと認めます。よって、「議案第3号」は、原案のとおり可決されました。

○議長（大谷徹君）

日程第9「議案第4号 平成21年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○議長（大谷徹君）

松田広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

議案第4号 平成21年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1千117万7千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9千30万8千円とするものであります。

なお、詳細につきましては、事務局長より説明をいたします。

○事務局長（竹仲透君）

議長。

○議長（大谷徹君）

竹仲事務局長。

○事務局長（竹仲透君）

議案第4号 平成21年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）の詳細につきまして、ご説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。まず歳入でございます。

第1款 分担金及び負担金 第1項 負担金 第1目 市町負担金は、2千181万4千円の減額であります。

第2款 国庫支出金 第1項 国庫負担金 第1目 保険料不均一賦課負担金は、11万5千円の減額で、度会町における保険料不均一賦課に係る国庫負担金の減額であります。

第3款 県支出金 第1項 県負担金 第1目 保険料不均一賦課負担金は、11万5千円の減額で、度会町における保険料不均一賦課に係る県負担金の減額であります。

10ページをお願いします。

第4款 財産収入 第1項 財産運用収入 第1目 利子及び配当金は、財政調整基金利子13万9千円の増額であります。

第6款 繰越金 第1項 繰越金 第1目 繰越金は、前年度繰越金1千50万5千円の増額であります。

第7款 諸収入 第1項 預金利子 第1目 預金利子は、22万3千円の増額であります。

12ページをお願いします。歳出でございます。

第2款 総務費 第1項 総務管理費 第1目 一般管理費は、1千94万7千円の減額であります。

主なものとしたしまして、職員手当等は、347万7千円の増額で、職員の時間外勤務手当の増額であります。

賃金は、159万1千円の減額で、臨時事務補助員の賃金の減額であります。

委託料は、625万7千円の減額で、人材派遣委託料（保健師）の減額であります。

負担金、補助及び交付金は、1千46万1千円の減額で、広域連合への派遣職員の人員構成の変動等による派遣職員人件費負担金の既決予算との調整による減額であります。

積立金は、539万2千円の増額で、前年度からの繰越金の確定及び財政調整基金利子積立金であります。

14ページをお願いします。

第3款 民生費 第1項 社会福祉費 第1目 老人福祉費は23万円の減額であります。これは、特別会計への繰出金の減額でありまして、歳入でご説明させていただきました、度会町における保険料不均一賦課に係る国庫負担金の減額11万5千円及び県負担金の減額11万5千円であります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（大谷徹君）

説明が終わりました。本案について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷徹君）

質疑なしと認めます。これもちまして質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷徹君）

討論なしと認めます。これもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。「議案第4号」について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷徹君）

異議なしと認めます。よって、「議案第4号」は、原案のとおり可決されました。

○議長（大谷徹君）

次に、日程第10「議案第5号 平成21年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○議長（大谷徹君）

松田広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

議案第5号 平成21年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ32億2千741万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千628億2千730万3千円とするものであります。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明をいたします。

○事務局長（竹仲透君）

議長。

○議長（大谷徹君）

竹仲事務局長。

○事務局長（竹仲透君）

議案第5号 平成21年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の詳細につきまして、ご説明させていただきます。

8ページをお願いします。歳入でございます。

第1款 市町支出金 第1項 市町支出金 第1目 事務費等負担金は、1億3千806万9千円の減額であります。これは、一般管理事務費負担金1億510万9千円の減額、健康診査事業負担金2千200万2千円の減額、健康診査事業事務費負担金1千95万8千円の減額であります。

健康診査事業負担金の減額は、平成20年度健康診査事業負担金の額の確定による精算によるものであり、健康診査事業事務費負担金の減額は、長寿医療健康診査受診券郵送料及び長寿医療健康診査受診券作成委託料の残が見込まれますことによるものであります。

第2目 保険料等負担金は、3千536万7千円の減額であります。これは、市町の保険料負担金が2千899万8千円の減額、保険基盤安定制度負担金が、636万9千円の減額によるものであります。

第3目 療養給付費負担金は、784万9千円の増額であります。これは、療養給付費負担金、平成20年度分の確定による追加分であります。

第2款 国庫支出金 第1項 国庫負担金 第2目 高額医療費負担金は、8千941万4千円の増額であります。これは、高額医療費負担金（現年度分）8千88万3千円の増額及び高額医療費負担金（過年度分）の確定による増額分、853万1千円であります。

10ページをお願いいたします。

第2項 国庫補助金 第1目 調整交付金は、269万2千円の増額であります。これは、亀山市と鳥羽市が実施しております人間ドック及び健康増進事業の費用に対する国からの特別調整交付金269万2千円の増額であります。

第3目 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、11億7千963万3千円の増額であります。これは、平成21年度における被保険者均等割額の軽減と所得割額の軽減、及び被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る保険料の軽減を平成22年度においても継続するための経費であります。

なお、この高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、全額を高齢者医療制度臨時特例基金に積み立てるものであります。

第3款 県支出金 第1項 県負担金 第1目 療養給付費負担金は、7千802万3千円の増額であります。これは、療養給付費負担金（過年度分）の額の確定による増額であります。

第2目 高額医療費負担金は、8千941万4千円の増額であります。これは、高額医療費負担金（現年度分）8千88万3千円の増額及び高額医療費負担金（過年度分）の確定による増額分、853万1千円であります。

第4項 県委託金 第1目 県委託金は、三重県から委託のありました病院事業向けデータ作成に係る県委託金65万9千円であります。

12ページをお願いします。

第5款 特別高額医療費共同事業交付金 第1項 特別高額医療費共同事業交付金 第1目 特別高額医療費共同事業交付金は、3千352万3千円の減額であります。これは、レセプト1件あたり400万円を超える医療費のうち、200万円を超える分における共同事業拠出金に係る交付金であり、実績により3千352万3千円の減額であります。

第6款 繰入金 第1項 一般会計繰入金 第1目 一般会計繰入金は、23万円の減額であります。これは、度会町における保険料不均一賦課にかかる国庫負担金及び県負担金の減額23万円で、一般会計からの繰入金であります。

第2項 基金繰入金 第1目 後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金は、6千207万5千円の増額であります。これは、平成21年度の被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る保険料の軽減のための経費として6千541万1千円の増額と、広域連合や市町が実施する後期高齢者医療制度に関する広報の実施等に係る経費として、333万6千円の減額によるものであります。

14ページをお願いします。

第7款 繰越金 第1項 繰越金 第1目 繰越金は、前年度繰越金として18億1千652万8千円の増額であります。

第9款 諸収入 第2項 預金利子 第1目 預金利子は、1千642万3千円の増額であります。

第3項 雑入 第2目 第三者納付金は、交通事故等の返還金、9千138万9千円の増額であります。

16ページをお願いします。

第10款 財産収入 第1項 財産運用収入 第1目 利子及び配当金は、後期高齢者医療制度臨時特例基金利子として50万円の計上であります。

18ページをお願いします。歳出でございます。

第1款 総務費 第1項 総務管理費 第1目 一般管理費は、26億8千819万7千円の増額であります。

主なものとしまして、役務費は、3千854万1千円の減額で、内容といたし

ましては、長寿医療健康診査受診券や医療費通知の郵送料の残として通信運搬費が3千403万6千円の減額、新聞広告料が450万5千円の減額であります。

委託料は、2千341万4千円の減額で、被保険者証等作成業務及び医療費通知書作成業務等に係る広域連合電算処理システム事業委託料の減額2千230万8千円、レセプト点検及び第三者行為事務等に係る国保連合会事務委託料の増額425万6千円、その他委託料として長寿健康診査受診券作成委託料の減額341万1千円、制度啓発等ポスター作成委託料の減額91万2千円、リーフレット作成委託料の減額90万円などであります。

負担金、補助及び交付金は、440万7千円の増額で、負担金として、75万5千円の減額で、三重県保険者協議会負担金が12万6千円の減額、特定健診等データ管理事務負担金が62万9千円の減額であります。また、補助金として高齢者医療制度特別対策特例補助金、516万2千円の増額で後期高齢者医療制度に関する広報等の実施経費246万9千円の増額と長寿・健康増進事業の実施経費として特別調整交付金該当事業に係る市町補助金269万3千円の増額であります。

積立金は、27億4千743万9千円の増額で、後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金11億8千13万3千円の増額で、基金利子分50万円の増額、平成22年度保険料軽減措置分11億7千963万3千円の増額であります。後期高齢者医療事業運営基金積立金は、15億6千730万6千円の増額で、平成20年度保険料剰余金14億9千906万7千円、歳計現金預金利子6千823万9千円であります。

20ページをお願いします。

第2款 医療給付費 第1項 療養諸費 第1目 療養給付費等は、2億710万7千円の減額であります。これは、療養費へ9千656万3千円、高額療養諸費へ1億1千54万4千円の財源更正を行うものであります。

第2目 療養費は9千656万3千円の増額であります。これは、補装具、鍼灸、あんま、マッサージ、柔整等の療養費の増額で、増額分につきましては、先ほどご説明させていただきました療養給付費等から財源更正を行うものであります。

第2項 高額療養諸費 第1目 高額療養諸費は、1億1千54万4千円の増額であります。これは、1か月の医療費の自己負担額が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分を支払う高額療養費の増額で、増額分につきましては、先ほどご説明させていただきました療養給付費等から財源更正を行うものであります。

22ページをお願いします。

第4款 特別高額医療費共同事業拠出金 第1項 特別高額医療費共同事業

拠出金 第1目 特別高額医療費共同事業拠出金は、3千352万3千円の減額であります。これは、歳入でもご説明させていただきましたが、レセプト1件あたり400万円を超える医療費のうち、200万円を超える分の共同事業拠出金で、実績により3千352万3千円の減額であります。

第2目 特別高額医療費共同事業事務費拠出金は、86万2千円の減額であります。これも、先ほどご説明させていただきました、特別高額医療費共同事業に係る事務費の拠出金の減額であります。

第5款 保健事業費 第1項 健康保持増進事業費 第1目 健康診査費につきましても、平成20年度市町の健康診査事業費負担金の額の確定によります精算金（繰越金）2千200万2千円を、平成21年度健康診査事業費負担金へ充てることにより、財源更正を行うものであります。

第2目 その他健康保持増進費は、543万7千円の減額であります。これは、無医地区（津市太郎生地区、熊野市上川・西山地区、紀宝町浅里地区）で実施いたしました健康保持増進事業費の減額、543万7千円であります。

24ページをお願いします。

第7款 諸支出金 第1項 償還金及び還付加算金 第1目 還付加算金は、1万円の増額であります。

第3目 償還金は、国庫支出金等精算返納金として、6億7千718万6千円の増額であります。これは、市町療養給付費返還金6億7千720万4千円の増額及び調整交付金返納金1万8千円の減額によるものであります。

第8款 予備費は、9千816万1千円の減額で、この主な理由は、後期高齢者医療制度での保険料は2か年を財政期間としており、2年目である平成21年度の保険料へ充当するためのものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（大谷徹君）

説明が終わりました。本案について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷徹君）

質疑なしと認めます。これもちまして質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷徹君）

討論なしと認めます。これもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。「議案第5号」について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷徹君）

異議なしと認めます。よって、「議案第5号」は、原案のとおり可決されました。

○議長（大谷徹君）

次に、日程第11「議案第6号 平成22年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○議長（大谷徹君）

松田広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

議案第6号 平成22年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7千516万7千円とするものであります。昨年度と比べ、3千440万3千円の減額であります。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明をいたします。

○事務局長（竹仲透君）

議長。

○議長（大谷徹君）

竹仲事務局長。

○事務局長（竹仲透君）

議案第6号 平成22年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の詳細につきまして、ご説明させていただきます。

8ページをお願いします。歳入でございます。

第1款 分担金及び負担金は、市町負担金で、1億6千22万6千円の計上で、前年度と比べ、2千70万3千円の減額であります。

10ページをお願いします。

第2款 国庫支出金 第1項 国庫負担金 第1目 保険料不均一賦課負担金は、235万4千円の計上で、度会町における保険料不均一賦課に係る国庫負担金を一般会計で受け入れるものであります。前年度と比べ、110万6千円の減額であります。

第2項 国庫補助金 第1目 後期高齢者医療制度事業費補助金は、20万2千円の計上で、運営協議会の開催経費など医療費適正化対策に係る補助金であります。前年度と比べ、2千円の減額であります。

第3款 県支出金 第1項 県負担金 第1目 保険料不均一賦課負担金は、235万4千円の計上で、度会町における保険料不均一賦課に係る県負担金を一般会計で受け入れるものであります。前年度と比べ、110万6千円の減額であります。

12ページをお願いします。

第4款 財産収入 第1項 財産運用収入 第1目 利子及び配当金は、財政調整基金利子1千円の計上であります。

第5款 繰入金 第1項 基金繰入金 第1目 財政調整基金繰入金は1千万円の計上であります。これは、財政調整基金を1千万円取り崩し、市町負担の軽減をはかるものであります。

第6款 繰越金1千円は、前年度繰越金であります。

14ページをお願いします。第7款 諸収入は、預金利子1千円、雑入2万8千円の計上であります。

16ページをお願いします。歳出でございます。

第1款 議会費 第1項 議会費 第1目 議会費は、84万9千円の計上で、議員報酬64万8千円、旅費9万円、会場使用料11万1千円の計上であります。平成22年度は、定例会2回と臨時会1回の経費を計上しております。

第2款 総務費 第1項 総務管理費 第1目 一般管理費は、1億6千879万9千円の計上で、前年度と比べ、1千51万5千円の減額であります。

主なものとしまして、報酬は、特別職等報酬45万2千円の計上であります。給料は、会計管理者の給料354万円の計上であります。

職員手当等は、1千81万4千円の計上で、時間外勤務手当930万2千円等であります。

共済費は、共済組合負担金等で129万8千円の計上であります。賃金は、198万4千円の計上で、臨時事務補助員賃金であります。報償費は、46万4千円の計上であります。

18ページをお願いします。

報償費の内訳は、運営協議会委員報償26万4千円、法律相談報償20万円を計上いたしております。

旅費は、140万5千円、交際費は、3万円の計上であります。需用費は、167万2千円の計上で、消耗品費等であります。役務費は、通信運搬費103万8千円の計上で、電話代、郵便切手代であります。

委託料は、782万3千円の計上で、電算機保守点検委託料が154万2千円で、財務会計システム保守点検委託料等であります。また、その他の委託料として、保健師の人材派遣委託料626万5千円等であります。

使用料及び賃借料としまして、934万9千円の計上で、事務所借上料317万5千円、事務処理機器借上料486万3千円等であります。

備品購入費は、庁用器具費として10万円の計上であります。負担金、補助及び交付金は、1億2千882万8千円の計上であります。負担金は、広域連合派遣職員人件費負担金（18人分）1億2千604万5千円、情報公開・個人情報保護審査会負担金7万8千円、

20ページをお願いします。

公平委員会負担金1万6千円、事務所光熱水費負担金260万円、全国後期高齢者医療広域連合協議会分担金8万円であります。補助金は、職員人間ドック受診補助金9千円であります。積立金は、財政調整基金積立金として2千円の計上であります。

第2項 選挙費 第1目 選挙管理委員会費は、3万8千円の計上で、選挙管理委員報酬、旅費、会場使用料であります。

第2目 広域連合長選挙費につきましては、今年度は計上いたしておりません。

22ページをお願いします。

第3項 監査委員費 第1目 監査委員費は、27万3千円の計上で、監査委員報酬、旅費、会場使用料であります。

第3款 民生費 第1項 社会福祉費 第1目 老人福祉費は、繰出金470万8千円の計上で、前年度に比べ、2千368万5千円の減額であります。

保険料不均一賦課繰出金として、度会町における保険料不均一賦課に係る国庫負担金及び県負担金として470万8千円を計上しております。

第4款 予備費は、50万円の計上であります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（大谷徹君）

説明が終わりました。本案について、質疑を行います。
ご質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷徹君）

質疑なしと認めます。これもちまして質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷徹君）

討論なしと認めます。これもちまして、討論を終わります。
これより採決を行います。「議案第6号」について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷徹君）

異議なしと認めます。よって、「議案第6号」は、原案のとおり可決されました。

○議長（大谷徹君）

次に、日程第12「議案第7号 平成22年度三重県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○議長（大谷徹君）

松田広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

議案第7号 平成22年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1千656億1千700万円とするものであります。

前年度と比べ、69億7千947万4千円の増額で、医療給付費の伸びに伴うものであります。また、一時借入金の借入れの最高額は、70億円と定めるものであります。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明をいたします。

○事務局長（竹仲透君）

議長。

○議長（大谷徹君）

竹仲事務局長。

○事務局長（竹仲透君）

議案第7号 平成22年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の詳細につきまして、ご説明させていただきます。

8ページをお願いします。歳入でございます。

第1款 市町支出金 第1項 市町支出金 第1目 事務費等負担金は、7億5千174万9千円の計上で、前年度と比べ、4千371万1千円の減額であります。

事務費等負担金の内訳としましては、一般管理事務費負担金が5億9千38万2千円、健康診査事業負担金が8千969万2千円、健康診査事業事務費負担金が7千167万5千円の計上であります。

第2目 保険料等負担金は、143億7千7万9千円の計上で、前年度と比べ、2億5千839万円の増額であります。

保険料等負担金の内訳としましては、保険料負担金が114億7千743万3千円、保険基盤安定制度負担金が28億9千264万6千円の計上であります。

第3目 療養給付費負担金は、128億3千371万7千円の計上で、前年度と比べ、4億9千451万8千円の増額であります。

第2款 国庫支出金 第1項 国庫負担金 第1目 療養給付費負担金は、385億115万2千円の計上で、前年度と比べ14億8千355万7千円の増額であります。

第2目 高額医療費負担金は、4億4千222万4千円の計上で、前年度と比べ、1億2千697万2千円の増額であります。

10ページをお願いします。

第2項 国庫補助金 第1目 調整交付金は、137億3千686万円の計上で、前年度と比べ、3億3千182万8千円の増額であります。

普通調整交付金は、137億3千479万6千円、特別調整交付金は、206万4千円の計上であります。

第2目 健康診査費補助金は、8千969万2千円の計上で、前年度と比べ、555万円の増額であります。

第3款 県支出金 第1項 県負担金 第1目 療養給付費負担金は、128億3千371万7千円で、前年度と比べ、4億9千451万8千円の増額であります。

第2目 高額医療費負担金は、4億4千222万4千円の計上で、前年度と比べ、1億2千697万3千円の増額であります。

第2項 財政安定化基金支出金 第1目 財政安定化基金交付金は、1億円の計上であります。

12ページをお願いします。

第4款 支払基金交付金 第1項 支払基金交付金 第1目 後期高齢者交付金は、687億1千512万2千円の計上で、前年度と比べ、25億1千796万8千円の増額であります。

第5款 特別高額医療費共同事業交付金 第1項 特別高額医療費共同事業交付金 第1目 特別高額医療費共同事業交付金は、1千959万6千円の計上で、前年度と比べ、3千280万6千円の減額であります。

第6款 財産収入 第1項 財産運用収入 第1目 利子及び配当金は、2千円の計上であります。

14ページをお願いします。

第7款 繰入金 第1項 一般会計繰入金 第1目 一般会計繰入金は、470万8千円の計上であります。

第2項 基金繰入金 第1目 後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金は、10億7千708万3千円の計上であります。これは、平成22年度保険料追加軽減措置分の費用として7億2千815万円、被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る保険料の軽減として平成22年度においても被保険者均等割額の9割軽減の措置を継続するための経費3億4千893万3千円の計上であります。

第2目 後期高齢者医療事業運営基金繰入金は、14億9千906万7千円の計上であります。これは、保険料率の上昇を抑えるため平成20年度・21年度の繰越金、14億9千906万7千円を基金から繰入れるものであります。第8

款 繰越金 1千円は、前年度繰越金であります。

16ページをお願いします。

第9款 県財政安定化基金借入金は、1千円の計上であります。

第10款 諸収入 第1項 延滞金、加算金及び過料 第1目 延滞金、第2目 過料は、それぞれ1千円の計上であります。第2項 預金利子 第1目 預金利子は、1千円の計上であります。

18ページをお願いします。

第3項 雑入 第1目 違約金及び延納利息は、1千円、第2目 第三者納付金は、2億円の計上、第3目 返納金、第4目 雑入は、それぞれ1千円の計上であります。

20ページをお願いします。歳出でございます。

第1款 総務費 第1項 総務管理費 第1目 一般管理費は、6億6千205万9千円の計上で、前年度と比べ、1億1千301万4千円の減額であります。

需用費は、358万円で、消耗品費99万2千円、印刷製本費248万8千円、レセプト管理システム端末修繕料10万円であります。

役務費は、1億7千928万7千円で、被保険者証の郵送料等として通信運搬費1億7千3万1千円、手数料30万6千円、新聞広告料895万円であります。

委託料は、3億5千264万4千円で、主なものは、広域連合電算処理システム事業委託料1億1千847万5千円、国保連合会事務委託料2億458万6千円、その他委託料2千958万3千円であります。

使用料及び賃借料は、1億67万5千円で、事務処理機器借上料であります。

負担金、補助及び交付金は、2千587万1千円で主なものは、国保連合会システムデータ管理事務費負担金2千573万円であります。

積立金は、2千円の計上で、後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金及び後期高齢者医療事業運営基金積立金の預金利子としてそれぞれ1千円の計上であります。

22ページをお願いします。

第2款 医療給付費 第1項 療養諸費 第1目 療養給付費等は、1千597億3千471万6千円の計上で、前年度と比べ、62億8千432万5千円の増額であります。

第2目 療養費は、12億3千558万8千円の計上で、前年度と比べ、1億2千781万6千円の増額であります。

第3目 移送費は、10万円の計上で、前年度と比べ、7万5千円の増額であります。

第4目 審査支払手数料は、4億7千696万7千円の計上で、これは診療報酬審査支払手数料で、前年度と比べ、873万4千円の減額であります。

第2項 高額療養諸費 第1目 高額療養諸費は、14億4千693万9千円の計上で、前年度と比べ、1億6千141万3千円の増額であります。

第2目 高額介護合算療養費は、1億6千万円の計上であります。

24ページをお願いします。

第3項 その他医療給付費 第1目 葬祭諸費は、6億1千720万円の計上で、前年度と比べ、2千820万円の減額であります。

第3款 県財政安定化基金拠出金 第1項 県財政安定化基金拠出金 第1目 県財政安定化基金拠出金は、1億8千423万4千円の計上で、前年度と比べ、2千28万4千円の増額であります。

26ページをお願いします。

第4款 特別高額医療費共同事業拠出金 第1項 特別高額医療費共同事業拠出金 第1目 特別高額医療費共同事業拠出金は、1千944万6千円の計上で、前年度と比べ、3千295万6千円の減額であります。

第2目 特別高額医療費共同事業事務費拠出金は、15万円の計上で、前年度と比べ、85万円の減額であります。

第5款 保健事業費 第1項 健康保持増進事業費 第1目 健康診査費は、5億3千49万9千円の計上で、前年度と比べ、1千729万8千円の増額であります。平成22年度の受診率は、33.5パーセントを見込んでおります。

第2目 その他の健康保持増進費として、無医地区への健康相談等の委託料として、206万4千円の計上で、前年度と比べ、359万9千円の減額であります。

28ページをお願いします。

第6款 公債費は、一時借入金利子として290万円の計上であります。

第7款 諸支出金 第1項 償還金及び還付加算金 第1目 還付加算金は、10万円の計上であり、第2目 保険料還付金は、2千700万円の計上であります。第8款 予備費は、5億1千703万8千円の計上であります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（大谷徹君）

説明が終わりました。本案について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷徹君）

質疑なしと認めます。これもちまして質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷徹君）

討論なしと認めます。これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。「議案第7号」について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷徹君）

異議なしと認めます。よって、「議案第7号」は、原案のとおり可決されました。

○議長（大谷徹君）

この際、議案整理のため、暫時休憩といたします。

午後4時05分 休憩

午後4時10分 開議

○副議長（山口一成君）

休憩前に引き続き会議を開きます。休憩中に大谷徹議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。「議長の辞職について」を日程に追加し、議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山口一成君）

異議なしと認めます。よって、「議長の辞職について」を日程に追加し、議題といたします。一応、猪飼議会書記長に朗読させます。

○議会書記長（猪飼康弘君）

副議長

- 副議長（山口一成君）
猪飼議会書記長。

〔議会書記長 猪飼康弘君 朗読〕

三重県後期高齢者医療広域連合議会議長の辞職について

平成22年2月22日

- 副議長（山口一成君）
なお、地方自治法第117条の規定による除斥のため、大谷徹議長は退席されておりますので、ご報告申し上げます。

- 副議長（山口一成君）
お諮りいたします。大谷徹議員の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 副議長（山口一成君）
異議なしと認めます。よって、大谷徹議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。大谷徹議長、入場をお願いします。

〔12番 大谷 徹議員・入場〕

- 副議長（山口一成君）
前議長、大谷徹議員の議長の辞職願は、願い出のとおり許可することに決定いたしましたので、ご通知申し上げます。前議長、大谷徹議員からごあいさつがございます。

- 前議長（大谷徹君）
みなさんこんにちは。ただいま退任の一言をごあいさつせよということでございまして、昨年7月に信任をいただきまして本当に短い間、議長を努めさせていただきまして、みなさんには本当に各般に渡って高齢者広域連合の議会を支援

いただきましたことにあらためて御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。新議長も執行部も決まっておりますので、新議長を支えていくべく我々29市町の代表が支えていこうではありませんか。とりわけ松田連合議長は最後までやっていただくと思いますが、先ほどのお話のように24年の3月でこの後期高齢者は終わるということでございます。しかしその間、短期でございますけれども我々が支えていくということを誓ってわたくしのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく。ありがとうございました。(拍手)

[12番 大谷 徹議員・着席]

○副議長（山口一成君）

ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山口一成君）

異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。一応、猪飼議会書記長に朗読させます。

○議会書記長（猪飼康弘君）

副議長

○副議長（山口一成君）

猪飼議会書記長。

〔議会書記長 猪飼康弘君 朗読〕

三重県後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙

三重県後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙を行う。

平成22年2月22日

○副議長（山口一成君）

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によって行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山口一成君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定しました。

○副議長（山口一成君）

お諮りいたします。指名の方法については、副議長において指名することにしたしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山口一成君）

異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決定いたしました。本広域連合議会の議長に、藤島幸子議員を指名いたします。

○副議長（山口一成君）

お諮りいたします。ただいま指名いたしました藤島幸子議員を議長の当選人として定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山口一成君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました藤島幸子議員が議長に当選されました。

○副議長（山口一成君）

ただいま、議長に当選されました藤島幸子議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知します。

藤島幸子議長、就任について、ごあいさつ願います。

○新議長（藤島幸子君）

失礼いたします。名張市議会議長の藤島でございます。ただいま行われました議長選挙で、ご指名をいただき当広域連合議会の議長に就任をさせていただくことになりました。当議会の使命を果たすべく誠心誠意努めてまいり所存でございます。どうぞ議員のみなさま、また執行部、事務局のみなさまご指導、ご鞭撻そしてご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。大変簡単ではございますが就任のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。（拍手）

○副議長（山口一成君）

ありがとうございました。それでは、議長と交代します。藤島幸子議長、議長席にお着きをお願いいたします。皆様のご協力、誠にありがとうございました。（拍手）

○新議長（藤島幸子君）

これより、議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○新議長（藤島幸子君）

それでは、議事整理のため、暫時休憩をいたします。

午後4時20分 休憩

午後4時25分 開議

○新議長（藤島幸子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま、「議案第8号 監査委員の選任同意について」広域連合長から日程追加の申し出がありましたので、議題といたしたいと思いません。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新議長（藤島幸子君）

異議なしと認めます。よって、議案第8号を日程に追加し、議題といたします。なお、議事の進行上、議案朗読は省略いたしますが、会議録にはこれをとどめます。

議案第 8 号

監査委員の選任同意について

三重県後期高齢者医療広域連合規約第 16 条の規定に基づき、三重県後期高齢者医療広域連合監査委員を次のとおり選任したいので、議会の同意を求める。

平成 22 年 2 月 22 日提出

三重県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 松田直久

議会議員のうちから選任する監査委員

桑名市尾野山 58 番地
竹石正徳

○新議長（藤島幸子君）

竹石正徳議員に申し上げます。地方自治法第 117 条の規定により、議席番号 10 番竹石正徳議員の一身上に関する事件のため、本件の審議終了まで退席されますようお願いいたします。

〔10 番 竹石 正徳議員・退席〕

○新議長（藤島幸子君）

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（松田直久君）

議長。

○新議長（藤島幸子君）

松田広域連合長。

○広域連合長（松田直久君）

議案第 8 号 監査委員の選任同意につきましては、議会のうちから選任する監査委員として、竹石正徳議員を選任いたしたく、本議会の同意をお願いするものであります。よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

○新議長（藤島幸子君）

説明が終わりました。本案について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新議長（藤島幸子君）

質疑なしと認めます。これもちまして質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新議長（藤島幸子君）

討論なしと認めます。これもちまして、討論を終わります。
これより採決を行います。「議案第 8 号」について、同意することにご異議
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新議長（藤島幸子君）

異議なしと認めます。よって、「議案第 8 号」は、同意することに決定しました。
退席中の竹石正徳議員の入場を許可します。

〔10 番 竹石 正徳議員 入場・着席〕

○新議長（藤島幸子君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。
これにて、会議を閉じます。平成 22 年第 1 回三重県後期高齢者医療広域連合
議会定例会を閉会いたします。

午後 4 時 2 8 分 閉会